

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年9月17日（令和2年（行情）諮問第481号）

答申日：令和2年11月12日（令和2年度（行情）答申第351号）

事件名：「平成26年度研究本部史」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「「研究本部史」（陸上自衛隊研究本部）のうち2015.4.27一本本B188で特定された後に作成されたもの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「平成26年度研究本部史（1枚目及び2枚目）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月28日付け防官文第9218号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

本来の電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「平成26年度研究本部史」を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年4月28日付け防官文第19822号により、本件対象文書について、法9条1項の規定に基づく原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要し

たものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても電磁的記録の存在を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年9月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成26年度 研究本部史（1枚目及び2枚目）である。

審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、「陸上自衛隊の部隊史に関する達」（昭和43年 陸上自衛隊達第32-4号。以下「達」という。）に基づき、平成26年度における陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）の隊務実施の経過を明らかにして、将来における隊務運営の参考に資することを目的として、年度の隊務運営の方針、隊務実施の概要、所属部隊等の隊務実施の概要等を記述したものである。

イ 本件対象文書は、研究本部が保有している紙媒体であり、防衛省において、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件対象文書については、関係部署の原稿作成者から編さんに必要な原稿が電子メールで総務部の担当者に提出され、当該担当者は、これを校正・編集し、総務部で作成した表紙、目次等を添付して電磁的記録を作成した上、紙媒体に印刷して研究本部長の決裁を受け、完成した。

エ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、本件対象文書が

取扱上の注意を要する文書であることから、情報流出の防止等、情報保全の観点重視し、所要数を印刷した後に廃棄しており、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

オ 本件審査請求を受け、确实を期すため、再度研究本部の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から達の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりと認められ、本件対象文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)イないしオの説明が不自然、不合理とはいえ、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久